

## 便利な電子申告のお知らせ

町で課税している目的税の令和4年度の状況を紹介します（目的税とは法律で使い道が決められている税金のことです）。

### ●入湯税

入湯税は、町内の「温泉」を利用した人が負担する税金で、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設・消防施設・観光施設などの整備および観光の振興などにその使い道が定められており、白鷹町では温泉源の保護管理や観光の振興に使われています。町内で営業している温泉施設は3カ所あり、令和4年度の納税額は325万円でした。

【参考：令和4年度の入湯税額】

・宿泊利用 一泊につき 150円

・日帰り利用 一日につき 50円

※12歳未満の人には課税されません。

※学校の教育活動に伴う利用の場合で、学校長の証明がある場合は減免されています。

### ●都市計画税

都市計画税は、都市計画区域のおおむね用途地域にある土地や家屋にかかる税で、都市計画法に基づく道路・公園・下水道などの都市計画事業や土地区画整備事業に充てられるもので、白鷹町では、下水道などの整備に使われています。税率は0.3%で令和4年度の納税額は3,890万円でした。

【問い合わせ】

■入湯税について 町民税係 ☎ 85-6132（直通）

■都市計画税について 資産税係 ☎ 85-6133（直通）

## 町税等の納め忘れはありませんか？

町税等にはそれぞれ納期限があります（納付書または町ホームページで確認可）。

納期限を過ぎてから納付された場合、本来納めるべき税額のほかに延滞金も合わせて納めなければならない場合もありますので、お手元の納税通知書を確認いただき、納期限が過ぎているものは早急に納付くださいますようお願いいたします。

なお、滞納者に対しては、納期限までに納税された方との公平性を保つため、財産調査（給料・預貯金・生命保険等）及び差押えを行い、町税等に充てることもあります。

**納付忘れを防ぐため「口座振替」を利用しましょう！**

【問い合わせ】

税務出納課収納係 ☎ 85-6106（直通）

[インターネットによる電子申告等の手続きについて]

### 「イータックス (e-Tax)」とは？

インターネットを利用して所得税の申告・申請・届出等の手続きができるシステムです。また、税金の納付もダイレクト納付やインターネットバンキング、ペイジー対応のATMを利用して行うことができます。

#### e-Tax 利用の2つの方式

《マイナンバーカード方式》

マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由または e-Tax ホームページなどから e-Tax ヘログインするだけで、より簡単に e-Tax の利用を開始し、申告等データの送信ができます。

《ID・パスワード方式》

マイナンバーカードおよびICカードリーダーまたはマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンをお持ちでない方は、税務署で職員との対面による本人確認に基づいて税務署長が通知した e-Tax 用の ID・パスワードで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から e-Tax による送信ができます。

※その他、詳細についてはホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧ください。

[事業主の方ができる電子申告等について]

### 「エルタックス (eLTAX)」とは？

事業主の方で、インターネットを利用して地方税の申告・申請・届出等の手続きができるシステムです。

法人町民税・固定資産税（償却資産）・個人住民税（給与支払報告書）・入湯税の申告や届出の手続きがまとめてできますので、とても便利です。

①複数の市町村への申告をまとめて送信できます。

②エルタックス用の無償ソフト「PC desk」または市販の税務・会計ソフトで申告書が簡単に作成できます。

③国と市町村へ、源泉徴収票と給与支払報告書を一元的に送信することができます。

④利用できる時間が平日8時30分から24時となっています。（土日祝日、年末年始を除く。）

※エルタックスを利用するにはパソコン環境の準備や電子証明書の取得など事前準備が必要です。詳細は、ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。

## [ 令和6年度（令和5年分）

### 町・県民税の申告相談について ]

申告期間中、申告会場は大変混雑します。新型コロナウイルスやインフルエンザの感染拡大防止の観点から、申告会場での人との接触機会を減らすため、安心、便利で自宅から申告できる e-Tax での確定申告をご利用ください。

【問い合わせ】

税務出納課町民税係 ☎ 85-6132（直通）

## 危険なブロック塀等の撤去に費用を補助します

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による避難経路や道路を通行する方の被害の未然防止、避難経路の機能維持、安全性を確保するため、道路沿いに面する倒壊のおそれのあるブロック塀等を撤去する場合に、それに要する経費の一部を補助する制度です。

### ●補助対象者

- ①ブロック塀等を所有する方（個人に限る。）
- ②白鷹町に住所を有する方
- ③町税等の滞納がない方
- ④白鷹町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等でない方

### ●補助の対象となるブロック塀

- ①白鷹町内に存するもの
- ②道路等に面するもので、地震等により倒壊のおそれのあるもの
- ③道路からの高さが1メートル以上であるもの

### ●補助金額

- ①補助対象経費（補助事業に要する額）の 1 / 2 または②撤去する塀の長さ1メートル当たり3万円
- ①と②のうちいずれか低い額（上限10万円）

## 空き家解体補助事業についてのご案内

### 【補助対象内容】

#### ●補助対象の建物 ①②のいずれか

- ①特定空家等に認定された建物
  - ②道路や近隣住宅へ倒壊の恐れのある危険空き家等
- (注)②については、住宅地区改良法に定める「住宅の不良度測定基準」に基づく評点と「隣地等への危険度判定基準」を基に専門家立会いの下、実際の建物外観を調査した上で測定させていただきます。

#### ●事業実施者

- ・所有者等(所有者または法定相続人等)に限ります。
- ・所有者等が複数の場合は、代表者を選任して実施することができます。 ※権利者の同意必須

#### ●公共事業による移転等の事業は含みません。

#### ●対象事業費が500,000円以上のもの

#### ●所有権以外の権利が設定されている場合は解除するか、解体の承諾または許可を得ているもの

### 【補助金額】

#### ●補助対象：建物解体費、廃材処分費、運搬料、機械等使用料、燃料費等

#### ●補助率：1 / 2（上限500,000円）

#### ●町内業者が解体撤去工事を行う場合は100,000円を加算します。

### 【募集期間】

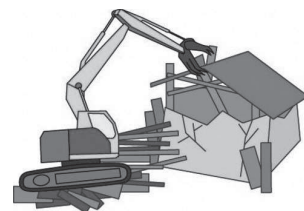
#### ●10月16日から11月10日まで

建設課窓口、町ホームページにある様式を必要書類と合わせて下記までご提出ください。

### 【注意点】

#### ●様式第1号(事前協議書)の提出は補助金の交付を確約するものではありません。

#### ●募集期間終了後に現地調査を行い、その結果で補助金の交付を内示いたします。(11月下旬頃を予定)



## 違反建築防止週間について

【10月15日から10月21日までは、違反建築防止週間です。】

建築基準法は、私たちの生命や健康、財産を守るため、建物等の敷地や構造などについてのさまざまな基準を定めています。

建物を建てる場合は、建築基準法などの法令で定める基準や手続きを守り、適正に工事を進めましょう。また、工事が完了したときは、その建物が法令に基づき安全なものであるか検査を受けましょう。

なお、新築時は適法でも、その後の改修や用途（使い方）の変更により違反になってしまう場合がありますので、改修などの際には事前に建築士などに相談しましょう。